

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）

手術支援ロボット
技術仕様書

地方独立行政法人 広島市立病院機

1. 調達背景および目的

脊椎・関節手術では近年ナビゲーションシステムが普及し手術の正確性安全性が向上してきている。

しかしながらナビゲーションシステムを用いるには術者が術野から目を離す必要があるという欠点があり、正確性安全性に以前問題があった。

特に脊椎手術におけるスクリュー挿入や人工関節の設置角度などで問題が多かった。

本システムでは術者がナビゲーション画面を見なくても、ロボットがナビゲーション情報を元に

1, スクリューやインプラントの設置位置、方向が適切になるように補助

2, 予定された掘削領域を越える前に自動停止

することによって、従来よりも安全正確な手術が可能となり、さらには若手医師の育成や手術中の人員削減が可能である。

それにより、手術件数の増加、病院収益の向上、市民の健康向上に貢献でき、病院運営に不可欠なシステムとして導入を計画するものである。

2. 調達物品および構成内訳

手術支援ロボット 一式

(内訳)

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1. 整形外科手術支援ロボティックシステム | 1 式 |
| インスツルメント | |
| TKA/UKA アプリケーション | |
| 2. 整形外科脊椎固定用手術ロボット | 1 式 |

3. 技術的要件の概要

- (1) 本件調達物件に係る性能、機能(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本院の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、広島市病院事業局技術仕様委員会において、入札機器に係る技術仕様書その他入札説明書で求められる提供資料の内容を審査して行うものとする。
- (5) 入札機器の構成においては、全て新品であること。引き上げ品等使用している場合は入札決定の対象から除外する。

4. その他

・仕様に関する留意事項

- (1) 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で薬事法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- (2) 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。
- (3) 入札時点で原則製品化された提案機器・ソフトウェアについて、開札後納品までの期間に後続の機種等（ソフトウェアのバージョンアップを含む。）の製品化により同機種等に変更することを希望する場合は、当該機器等が仕様内容を満たすこと及び応札価格に変更が生じないことを条件に本院と協議し、承諾を得ること。

・提案に関する留意事項

- (1) 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつ分かり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書のため、評価が不可能である場合は提案書としてみなさず不合格とする。
- (2) 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- (3) 提案された内容について、ヒアリングを行う場合がある。